

平成十五年政令第八十一号

情報通信行政・郵政行政審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 情報通信行政・郵政行政審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議さるべき委員は、臨時委員を置くことができる。

（委員の任命）

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員は、当該専門の事項に関する学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第五条 委員は、再任されることがある。

（委員の任期等）

第六条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第七条 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第八条 臨時委員は、会長の決するところによる。

（会長）

第九条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

（会長）

第十条 委員は、会務を総理し、審議会を代表する。

（会長）

第十二条 臨時委員は、会務があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会長）

第十三条 専門委員は、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第十四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

（会長）

第十五条 臨時委員は、会務があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会長）

第十六条 専門委員は、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第十七条 審議会に、郵政行政分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（分科会）

第十八条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第十九条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十一条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十二条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十三条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十四条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十五条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十六条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十七条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十八条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第二十九条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第三十条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第三十一条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第三十二条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

第三十三条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政

（分科会の所掌事務の特例）

（部会）

第三十四条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

第三十五条 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

第三十六条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

第三十七条 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

第三十八条 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者

が、その職務を代理する。

第六条 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（議事）

第七条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

第八条 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものとの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第九条 審議会の庶務は、総務省情報流通行政局総務課において処理する。

（資料の提出等の要求）

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第十二条 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）

附則（平成一九年七月二日政令第二二四号）抄

第一条 この政令は、平成一九年八月三日から施行する。

（施行期日）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）

附則（平成一九年八月三日政令第二二五号）抄

第一条 この政令は、平成一九年十月一日から施行する。

（施行期日）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）

附則（平成一九年八月三日政令第二二六号）抄

第一条 この政令は、平成一九年九月三十日までの間、審議会の所掌事務のうち、整備法附則第二十七条规定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）第六条の二第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

（附則）

附則（平成一九年八月三日政令第二二七号）抄

第一条 この政令は、平成一九年九月三十日までの間、審議会の所掌事務のうち、整備法附則第二十七条规定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）第六条の二第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

（附則）

附則（平成一九年八月三日政令第二二八号）抄

第一条 この政令は、平成一九年九月三十日までの間、審議会の所掌事務のうち、整備法附則第二十七条规定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）第六条の二第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

（附則）

附則（平成一九年八月三日政令第二二九号）抄

において「新審議会令」という。) 第二条第一項又は第二項の規定により情報通信行政・郵政行政審議会の委員又は専門委員として任命されたもののみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、その者の郵政行政審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成三十一年八月八日政令第二三九号）

この政令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年八月二十日）から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十日政令第四〇号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。